

ID: 16

担当部署: 企画部公共施設マネジメント課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市行政財産使用料条例第7条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第74号		
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日